

2・3 油汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」)に基づき、特定油を積載して航行する150G/T以上のタンカー所有者は、油防除資機材(油回収船/オイルフェンス等)を備え付けることとされており、昭和51(1976)年に認可法人として設立され、平成15(2003)年に独立行政法人に移行した「海上災害防止センター」(以下「センター」)は、タンカー所有者に代わってこれら法定防除資機材を一括して保有、配備する機材業務を実施してきた。また、平成20(2008)年4月の海防法改正により、特定油以外の油および有害液体物質をばら積みで輸送する150G/T以上の船舶を対象に、特定海域における有害危険物質(HNS)防除資機材と要員の確保が義務付けられたことから、HNSタンカー所有者に対する防除資機材と要員の配備等のサービス提供がセンターの業務に加えられた。

平成25(2013)年10月、海防法改正により、センターの業務および資産は指定海上防災機関としての同名の一般財団法人へ継承された。当協会は、センターの設立時より、センターが実施する防災業務の財政的基盤の強化を図るために「防災基金」への出資を行ってきたが、平成26(2014)年1月、当初想定された中規模の事故への対応可能な基金の組成はできない見通しとなったことから、新法人の基金への出資は見送ることとした。(船協海運年報2013「2・3・1海上災害防止センターの運営」参照)

一方で当協会は、センターが一般財団法人に移管した後も、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく引き続きユーザーとしてセンターの業務の合理化など事業運営に関して意見反映に努めることとし、平成27(2015)年度においても、機材専門委員会やセンターと当協会会員等との意見交換の場である運営検討委員会に参画した。